企画県民部消費生活安全課

企画県民部消貨生活女主課	
題 名	山梨県食の安全・安心推進条例施行規則
趣旨	山梨県食の安全・安心推進条例の施行に関し必要な事項を定める 必要がある。
内容	1 規則制定の背景等 ○ 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年2月議会において山梨県食の安全・安心推進条例を制定した(平成24年4月1日施行。ただし、一部の規定については平成25年4月1日施行)。 ○ このため、この条例の施行に関し必要な事項を定める必要がある。 2 規則の内容 (1) 食品衛生法で定める表示の基準に違反する食品等として自主回収の報告を求める食品等は、次のと基準に違反する食品等②アレルギー物質の表示。違反する食品等③のアレルギー物質の表示。違反する食品等③のアレルギー物質の表示。違反する食品等多少なの表準に違反する食品等を未然に防止する観点から自主の収の報告を求める食品等は、食品衛生法の規定によの自主の収の報告を求める食品等は、食品等の臭味、食品等の別のを含品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合おそれがある食品等とする。 (3) 自主回収の報告の内容の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 (4) 措置勧告により行うものとする。 (4) 措置勧告を受けた者が行う意見の陳述は、口頭ですることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。 (5) (4) の公表をしようとする際に措置勧告を受けた者が行う意見の陳述は、口頭ですることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。 (6) 自主回収着手報告書等の様式を次のとおり定める。ア第1号様式自主回収終了報告書)第3号様式身分証明書(立入検査等)
施行期日	平成25年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし